

令和4年11月11日

一般社団法人富山県経営者協会長 様

富山県商工労働部長



新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・
厚生センター等からの証明書等の取得に対する配慮に関するお願い

日頃より、本県行政の推進及び新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力を賜り、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととされています。

貴団体におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいているところですが、医療機関や厚生センター等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、下記について改めて会員企業に対して、広く周知啓発いただきますようお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルスについて

- (1) 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員から、医療機関や厚生センター等が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や厚生センター等が発行する書類ではなく、従業員が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

- (2) 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員が職場に復帰する場合には、医療機関や厚生センター等が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えありません。

※新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、5日間）

ただし、有症状の場合は、10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

- (3) 従業員が厚生センター等から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えありません。

- (4) 従業員以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や厚生センター等から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

2 季節性インフルエンザについて

- (1) 従業員が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員から、医療機関や厚生センター等が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。
- (2) 従業員が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員が職場に復帰する場合には、医療機関や厚生センター等が発行する検査陰性の証明書や治療証明書等の提出を求めないこと

お問合せ先

厚生部感染症対策課

TEL 076-444-5591